

ID: 120

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	通訳者派遣の決定		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第14条第1項		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】 第12条及び第14条の規定による。 (対象者) 第12条 通訳者の派遣を受けることができる者は、町内に住所を有する聴覚障害者等で、国並びに地方公共団体等公的機関及び医療機関に赴く等社会生活上必要不可欠な用務において、適当な意思伝達の仲介機能の任に当たる者が得られない者とする。 (決定) 第14条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、通訳者派遣の可否を決定し、手話通訳者等派遣可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。 2 町長は、通訳者の派遣を決定したときは、派遣可能な通訳者を選定し、手話通訳者等依頼書(様式第3号)により、その者に手話通訳等の依頼を行うものとする。 3 町長は、手話通訳者等派遣台帳(様式第4号)を備え付け、手話通訳者等の派遣状況を記入するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日